

庄原市告示第 31 号

庄原市林業事業者育成支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 23 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市林業事業者育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、労働安全に資する装備品及び機械器具を購入し、並びに高性能林業機械等（従来のチェーンソー、刈払機等の機械と比較して作業の効率化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械及びそれらに準ずるものとして市長が認めた機械をいう。）をレンタルする者に対し、予算の範囲内で庄原市林業事業者育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、労働環境の改善及び生産性の向上を図るため、当該補助金の交付に関し、庄原市補助金交付規則（令和 17 年庄原市規則第 46 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金交付の対象となる者は、補助金交付申請年度前の直近 2 年の平均素材生産量が 1,000 m<sup>3</sup>以上の実績を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有し、直接雇用している現場作業職員により、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている個人事業者又は法人
- (2) 市内で施業する森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）の規定により設立された森林組合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金交付の対象者としな

- (1) 申請年度内において、国、県又はその他の団体等から本要綱と同一目的の補助金等の交付を受けた者
- (2) 申請年度内において、庄原市高性能林業機械等導入補助金交付要綱（令和 8 年庄原市告示第 30 号）に基づく補助金の交付を受けた者
- (3) 補助金の申請日前 3 年以内に森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく地方公共団体から指導書等の命令を受けた者
- (4) 市税及びこれらに附帯する延滞金を滞納している者

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 労働安全装備品及び機械器具整備支援事業 林業従事者の労働環境を安全で衛生的なものに改善するための労働安全装備品及び労働安全機械器具を整備する事業
- (2) 高性能林業機械等レンタル支援事業 作業の効率化及び林業従事者の身体への負担軽減を図り、林業生産活動を向上させるため、性能が著しく高い林業機械等の導入促進を図る事業

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

- (1) 労働安全装備品及び機械器具整備支援事業 補助対象経費の2分の1以内の額とし、200万円を限度とする。
- (2) 高性能林業機械等レンタル支援事業 補助対象経費の2分の1以内の額とし、200万円を限度とする。

2 前項各号に掲げる事業の補助金の額を合計した額は、一会計年度につき200万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、庄原市林業事業者育成支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 見積書の写し(2者以上の見積書であって3月以内に取得したものに限る。)
- (3) 補助対象事業に係る機械器具等が確認できる資料
- (4) 素材生産量が分かる資料の写し
- (5) 労働安全装備品及び機械器具の台帳の写し(様式第3号)(過去に庄原市林業事業者育成支援事業補助金の交付を受けたことがある場合に限る。)
- (6) 作業職員を直接雇用していることが確認できる書類の写し(雇用契約書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等)
- (7) 市税等の完納証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは庄原市林業事業者育成支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、交付しないことを決定したときは庄原市林業事業者育成支援事業補助金不交付決

定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

（変更等の承認）

第 8 条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、庄原市林業事業者育成支援事業補助金変更・中止申請書（様式第 6 号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、庄原市林業事業者育成支援事業補助金実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から 30 日を経過した日又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（1） 事業実績書（様式第 2 号）

（2） 契約書の写し、購入した機械器具等の写真及び支払いが確認できる書類

（3） 労働安全装備品及び機械器具の台帳の写し（様式第 3 号）

（4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第 10 条 市長は、前条に定める実績報告書が提出された場合において、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、庄原市林業事業者育成支援事業補助金交付確定通知書（様式第 8 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、庄原市林業事業者育成支援事業補助金請求書（様式第 9 号）により市長に請求しなければならない。

（報告）

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付を受けたときは、交付を受けた年度から起算して 4 年度が経過するまでの期間中、毎年度、素材生産報告書（様式第 10 号）を作成し、当該年度の翌年度の 4 月 30 日までに市長に提出しなければならない。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費
労働安全装備品及び機械器具整備支援事業	次に掲げる労働安全装備品又は労働安全機械器具の購入に係る経費 (1) 林業用ヘルメット (2) チェーンソー防護ズボン (3) チェーンソー防護チャップス (4) チェーンソー防護ブーツ (5) 安全靴、安全長靴、安全地下足袋 (6) 林業用手袋 (7) 林業用ジャケット (8) 空調服 (9) その他労働安全性向上に資する用品（作業場における相互通信を図るためのトランシーバー、インカム等無線装置、イヤーマフ、フェイスガード等） (10) チェーンソー
高性能林業機械等レンタル支援事業	次に掲げる高性能林業機械等のレンタル料（基本料金のみ） (1) ハーベスタ (2) プロセッサ (3) フェラーバンチャ (4) タワーヤーダ (5) スイングヤーダ (6) グラップル (7) グラップルソー (8) フォワーダ (9) フォーク収納型グラップルバケット (10) その他林業の生産性の向上を図るために必要であると市長が認めたもの

備考

- 1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。
- 2 労働安全装備品及び機械器具整備支援事業により補助金の交付決定を受けた年度から起算して2年度が経過するまでの間、当該交付決定と同内容の労働安全装備品又は労働安全機械器具（チェーンソーを除く。）については、補助金交付の対象としない。
- 3 労働安全装備品及び機械器具整備支援事業により補助金の交付決定を受けた年度から起算して3年度が経過するまでの間、チェーンソーについては、補助金交付の対象としない。
- 4 高性能林業機械等レンタル支援事業に係る補助対象期間は、高性能林業機械等を借り受けた日の属する年度の4月1日から翌年2月末日までの期間とする。